

**Q 8 2** 弁護士から、病院の法的責任が認められる可能性はあるが、認められる損害額は300万円程度であると言われ、裁判を行うか迷っています。他に方法はないのでしょうか。

まず、弁護士が、**内容証明**を出すなどして**交渉**する方法があり、これに対して病院が責任を認め、解決が得られることもあります。

法律相談により請求可能な損害額を弁護士から確認し、ご本人が交渉して解決される場合もあります。

このように交渉により解決される事案は、医師の過失や過失と結果との因果関係が比較的明らかで、かつ損害賠償の金額もそれほど高額でない場合が多いでしょう。もちろん、損害額が高額でも、過失、因果関係が明らかなケースでは、交渉で解決することもあります。

これに対して、過失の存否が微妙なケース、因果関係が認められない可能性が高いケース、請求金額が高額なケースでは、病院側としては、無過失を主張したり、因果関係を争ったり、損害額も争うこととなりますので、交渉ではまとまりにくいでしょう。

交渉による解決が見込めない場合、交渉がまとまらなかった場合に、**訴訟**を検討することになります。訴訟を提起する場合には、裁判所に納める**印紙代**、**弁護士費用**、ときには**鑑定費用**などがかかります。時間的にも、**判決**、**和解**までにそれなりの時間がかかり、仮に地裁で病院の責任が認められる判決が下りた場合でも、病院側が控訴することもあります。また、患者側が敗訴するリスクもありますので、訴訟を提起することに躊躇してしまうことも少なくありません。

そのような場合、**裁判外紛争解決手続（ADR）**を利用することも可能です。

たとえば、東京では、三つの弁護士会が「**医療ADR**」という裁判ではない解決制度を設けています（Q 8 5、172 頁参照）。この手続は相手（病院側）が手続に応じない場合には進めることができない、合意に至らないことがあるなどの限界はありますが、比較的短期間で終わりますので、事案によっては、この手続を利用するのもよいでしょう。

その他、裁判所での話し合いを求めて簡易裁判所に**民事調停**の申立を行う方法もあります。

いずれにせよ、勝訴の可能性、損害額、費用、早期解決を希望するかなどの当事者のお気持ち、その他の事情を考慮し、弁護士と相談しながら決めるとよいでしょう。